令和８年第７回

美幌町農業委員会総会議事録

令和８年１０月２６日　１日間　第全号

美　幌　町　農　業　委　員　会

１．開催日時　令和８年１０月２６日（月）　午後１時３０分から午後２時００分

２．開催場所　美幌町議会議事堂

３．出席委員は次のとおりである。（１８人）

	１番　瀬　尾　和　義　君		２番　田　中　康　弘　君
	３番　小　谷　直　巳　君	職務代理	４番　鳥　井　　隆　君
農地部会長	５番　高　柳　博　樹　君		６番　川　尻　眞　幸　君
	８番　松　浦　　健　君	振興副部会長	９番　川　原　直　人　君
	１０番　横　山　直　子　君		１１番　酒　井　祐　二　君
	１３番　川　尻　良　子　君		１４番　大　屋　秀　和　君
農地副部会長	１５番　大　前　真　幸　君		１６番　飯　島　優　浩　君
	１７番　安　藤　尚　浩　君	振興部会長	１８番　武　田　　透　君
	１９番　溜　井　義　彦　君	会　　長	２０番　梅　津　幸　一　君

４．農業委員会事務局職員は次のとおりである。（４人）

事務局長	水　上　修　一　君	主査	山　内　慶　治　君
主事	佐　保　竣太郎　君	臨時筆生	寺　田　裕　子　君

議　事　日　程

令和８年第７回　美幌町農業委員会総会
令和８年１０月２６日　午後１時３０分開会

日　程　第　１		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日　程　第　２		諸般の報告について
日　程　第　３		会期の決定について
日　程　第　４		会務報告について
日　程　第　５	報告第　９　号	農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日　程　第　６	報告第１０号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日　程　第　７	議案第２５号	農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日　程　第　８	議案第２６号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日　程　第　９	議案第２７号	農地法第３条の規定による許可申請について
日　程　第１０	議案第２８号	現況証明願について
日　程　第１１	議案第２９号	農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入協議要請について

会　　長	ご苦労様です。
局　　長	本日の出席委員は１８名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和８年第７回美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第１０条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては梅津会長にお願いいたします。
議　　長	これより、議事に入ります。
議　　長	日程第１、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第２１条の規定により議長において指名いたします。議事録署名委員は議席番号１３番　川尻良子委員、同じく議席番号１４番　大屋委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、佐保主事を指名いたします。
議　　長	日程第２、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局　　長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告２件、議案５件となっております。朗読につきましては省略させて頂きます。なお、議席番号１２番　中村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議　　長	日程第３、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日１日間といたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、会期は本日１日間と決定いたします。
議　　長	日程第４、「会務報告について」は議案２ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議　　長	何かご質問はございませんか。 （「なし」の声 ）
議　　長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定いたします。
議　　長	日程第５、報告第９号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告ついて」を議題といたします。
事　務　局	今月の農地法第６条第１項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案３頁の２法人でございます。 【　議案に基づき、説明　】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。
議　　長	ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、報告第９号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定いたします。

議　　長　　日程第６、報告第１０号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題といたします。

事　務　局　　地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明いたします。議案４頁をご覧願います。記、以下のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、議案５頁のとおり調査結果報告書を提出しましたので、報告いたします。申請人は北見市〇〇　〇〇さん、土地の所在地は日の出〇〇、登記地目は畑で面積は合計〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については１０月１４日に中村委員、安藤委員、横山委員で確認を行っております。議案５頁にありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として１０月１５日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、報告第１０号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定いたします。

議　　長　　日程第７、議案第２５号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
内容番号９号。

事　務　局　　内容番号９号についてご説明いたします。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に賃貸するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は古梅〇〇番〇、面積は〇〇㎡です。契約期間は平成２９年５月１日から令和９年４月３０日までの１０年間、合意解約年月日は令和８年１０月１日、土地引渡日は令和８年１０月１日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号９号は適当と認めます。
議案第２５号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定いたします。

議　　長　　日程第８、議案第２６号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。
内容番号４９号。

事　務　局　　議案第２６号　農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては売買が２件、賃貸が６件となっております。それでは内容番号４９号についてご説明いたします。参考資料は２頁をご覧願います。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は美禽○○番○他計５筆、面積は合計○○㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和８年１１月１０日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

９　　番　　内容番号４９号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが５年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが、売渡を受けるものです。○○さんは家族３人で小麦、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号４９号は適当と認めます。
内容番号５０号。

事　務　局　　内容番号５０号についてご説明いたします。参考資料は３頁をご覧願います。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は瑞治○○番○他計３筆、面積は合計○○㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和８年１１月１０日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

２　　番　　内容番号５０号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さん他２名が農業公社に売買した農地を○○さんが５年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが売渡を受けるものです。○○さんは家族２人で玉ねぎ、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号５０号は適当と認めます。
内容番号５１号。

事　務　局　　内容番号５１号についてご説明いたします。参考資料は４頁をご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。内容番号５１号に係る土地の所在地は美和○○番○他計５筆、面積は合計○○㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年１１月１０日から令和１３年９月９日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

４　　番　　内容番号５１号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は８月総会

において、○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが貸付事業で５年間借りるものです。○○さんは家族４人で小麦、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号５１号は適当と認めます。
内容番号５２号。なお、内容番号５２号につきましては○○委員と○○委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、「議事参与の制限」により、○○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。

（　○○委員　退席　）

事　務　局　　内容番号５２号についてご説明いたします。本件も農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。参考資料は５頁をご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は稲美○○番他計１１筆、面積は合計○○㎡、土地明細につきましては議案１１頁をご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年１１月１０日から令和１３年９月９日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

８　　番　　内容番号５２号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は８月総会において○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが貸付事業で５年間借りるものです。○○さんは家族３人で小麦、玉ねぎ、小豆、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号５２号は適当と認めます。

（　○○委員　入席　）

議　　長　　内容番号５３号から５５号は関連がございますので一括上程いたします。

事　務　局　　内容番号５３号から５５号についてご説明いたします。本件も農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。参考資料は６頁をご覧願います。内容番号５３号　参考資料は６頁の赤枠をご覧願います。利用権の設定をする者は○○の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は古梅○○番○他計９筆、面積は合計○○㎡、土地明細につきましては議案１１頁をご覧願います。内容番号５４号　参考資料は６頁の黄色枠をご覧願います。利用権の設定をする者は○○の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は古梅○○番○、面積は○○㎡でございます。内容番号５５号　利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。土地の所在地は古梅○○番○他計１０筆、面積は合計○○㎡で土地明細につきましては議案１１頁をご覧願います。内容番号５３号から５５号に係る賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年１１月１０日から令和１３年１１月３０日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満

	たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
５　　番	内容番号５３号から５５号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんと○○さんが所有している農地を賃貸することになり、あっせん調整の結果、農業公社を経由して○○さんに賃貸するものです。○○さんは家族３人で酪農を営んでいるほか、牧草、デントコーンを作付けし、意欲的に営農されていますのでよろしくお願いします。
議　　長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、内容番号５３号から５５号は適当と認めます。 内容番号５６号。
事　務　局	内容番号５６号についてご説明いたします。参考資料は７頁をご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は○○の○○さんでございます。内容番号５６号に係る土地の所在地は美富○○番○他計２筆、面積は合計○○㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、貸付期間は認可公告日の令和８年１１月１０日から令和１３年９月９日までの５年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１９条第４項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
１　　番	内容番号５６号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は８月総会において○○さんが農業公社に売買した農地を○○さんが貸付事業で５年間借りるものです。○○さんは家族４人で畑作３品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。
議　　長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、内容番号５６号は適当と認めます。 議案第２６号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は、承認することに決定いたします。
議　　長	日程第９、議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号２３号。
事　務　局	今月の案件は２件で内容につきましては贈与が１件、使用貸借が１件でございます。それでは内容番号２３号についてご説明いたします。参考資料は９頁をご覧願います。本件は贈与案件でございます。譲渡人は○○の○○さん、譲受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は美禽○○番○、面積は○○㎡で、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料１０頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
９　　番	内容番号２３号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○の○○さんに贈与するものです。○○さんは小麦、馬鈴薯、豆

類、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを１０月１４日、大前委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号２３号は適当と認めます。
内容番号２４号。

事 務 局　　内容番号２４号についてご説明いたします。参考資料は１１～１３頁をご覧願います。本件は使用貸借案件でございます。貸付人は○○の○○さん、借受人は○○の○○さんでございます。土地の所在地は福住○○番○他計３４筆、面積は合計○○㎡、土地明細につきましては議案１３頁をご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から１０年間、権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料１５頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

１８　番　　内容番号２４号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○さんに使用貸借するものです。○○さんは家族４人で畑作４品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第３条の許可要件であります、法第３条第２項各号要件に該当しないことを９月２９日、高柳委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号２４号は適当と認めます。
議案第２７号「農地法第３条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。

議　　長　　日程第１０、議案第２８号「現況証明願について」を議題といたします。
内容番号９号。

事 務 局　　内容番号９号についてご説明いたします。参考資料は１７頁をご覧願います。所有者及び願出人は札幌市の○○さんでございます。土地の所在地は栄森○○番○他計６筆、面積は合計○○㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

４　　番　　内容番号９号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを１０月１４日、小谷委員、大前委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　　ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声 ）

議　　長　　ご異議なしと認め、内容番号９号は適当と認めます。
議案第２８号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定いたしま

	す。
議　　長	日程第１１、議案第２９号「農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題といたします。 内容番号４号。
事　務　局	内容番号４号についてご説明いたします。参考資料は１９頁をご覧願います。申出者は○○の○○さん、申請地は瑞治○○番○他計５筆、面積は合計○○㎡で、利用調整の経過につきましては申出日が令和８年１０月１日、利用調整を行った時期が令和８年１０月１日から令和８年１０月１５日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議　　長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声 ）
議　　長	ご異議なしと認め、内容番号４号は適当と認めます。 議案第２９号「農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定いたします。
事　務　局	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第７回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
事　務　局	ご苦労様でした。 閉会　午後２時００分

令和８年１０月２６日開催の第７回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第２２条第２項の規定により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員